



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

近江商人矢尾家の遺言書

著者	末永 國紀, 本村 希代, 奥田 以在
雑誌名	経済學論叢
巻	56
号	3
ページ	31-45
発行年	2004-11-30
権利	同志社大学経済学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000004671

近江商人矢尾家の遺言書

末永國紀
本村希代
奥田以在

近江国蒲生郡中在寺村出身の矢尾喜兵衛家には、遺言書と目されるものが残っている。一つは初代矢尾喜兵衛が安永八年正月に記した「身上讓書覚 下書」であり、いま一つは四代目矢尾喜兵衛の弟で、分家の矢尾治兵衛による作成年月日不詳の「遺言」である。これに加えて、四代目喜兵衛が書き留めた年未詳の「男女とも若き人の心得有べき事」・「此度店之若者子供等へ申論し異見之事」の二編を一種の遺言と見なして、計四編を矢尾家の遺言書として掲示することにする。

矢尾家の歴代当主については既述したので、^①ここでは必要な範囲で系譜を略述しておこう。初代喜兵衛は中在寺村の農業、大橋利兵衛の次男として正徳元年に生れた。幼名は新治郎。幼時から同郷の日野栗屋町の矢野新右衛門家に奉公に入り、その出店である武蔵国秩父郡下吉田の日野屋五郎右衛門と称する呉服太物店に勤務して支配人にまで登りつめた。寛延二年三九歳で別家し、同国大宮郷に酒造業と日用品の卸小売業、質屋業を開店した。主家の矢野新右衛門家との折半出資による乗合商いであり、経営は喜兵衛が担当し、店名を榊屋利兵衛と称した。富啓と号した初代は、五〇歳で近江国蒲生郡平林村の居永七左衛門の子女「恒」と結婚し、三男一女を得たが、長男は早世した。次男は忠次郎、三男は友四郎、四男が勘六である。没年は天明四年五月一五日、享年七四。法名は釈休意。

二代目喜兵衛は、初代の次男であり、幼名を忠次郎、弥堅と号し、隠居名を弥四郎と称した。宝暦一二年の出生である。初代が

没した時は二三歳であり、文化一三年までの三七年間店務をみた。蒲生郡十禪師村から迎えた妻「うめ」との間に二人の男児を得たが、いずれも夭死したので、小兵衛と称してすでに分家していた末弟に跡目を継がせた。没年は、天保一二年、享年七九。法名 釈休善。

したがって三代目は、二代目の弟である。生年は明和八年。幼名は勘六、中年は新助あるいは治兵衛と名乗り、字は保之、号は立誠堂である。文化五年から天保四年まで店務を担当した。蒲生郡鎌掛村の岡幸八の娘「美和」との間に三男二女をもうけた。没年は嘉永二年、享年七八。法名は釈休誠。

四代目喜兵衛は、三代目の長男であり、幼名を忠四郎、中年に新助、字は忍之、号を松下堂・恐天舎・如猿・天秤棒世渡等と称した。文化六年に生れ、文政五年に一四歳で店に入り、天保四年から没する当年の安政三年まで当主の座にあった。妻「エン」を蒲生郡日野の山中万兵衛家から迎え、一男一女をもうけた。享年四八、法名は釈休心。

五代目喜兵衛は、四代目の長男として嘉永二年に生れた。幼名を捨蔵、保継と号した。安政三年の八歳の時に一度に両親を亡くし、叔父の庇護のもとに成長し、秩父店への初下りは文久二年正月十日、一四歳であった。慶応三年三月の宗門御改人別書によれば、秩父店の陣容は、榊屋利兵衛と名乗った一九歳の当主と、五七歳の叔父治兵衛、二八歳の甥の清兵衛が同族であり、店員は四八歳の支配人清助をはじめ二〇人であった。^③

矢尾治兵衛忠直は、三代目矢尾喜兵衛の次男であり、四代目喜兵衛の弟である。幼名捨松、中年は友八、忠直と称し、文化八年の出生で、文政八年一五歳で入店し、兄とともに店務に就いた。安政三年に兄夫婦が同じ年に没したので、四六歳で本家の後見役として、まだ八歳であった五代目喜兵衛を補佐し、安政五年に分家して治兵衛と名乗った。^④ 治兵衛は明治二年五九歳で引退し、翌三年に没した。享年六〇、法名釈休泰。治兵衛には子がなかったので、中在寺村の高橋藤蔵の次男清兵衛を養嗣子とし、兄喜兵衛の娘をこれに配した。

初代による安永八年の「身上讓書覚 下書」は、六九歳の初代喜兵衛が親族へ宛てたものである。冒頭で、秩父大宮の榊屋利兵衛店が主家の日野栗屋町矢野新右衛門との同率折半の乗合店であることを記している。内容は、末子の勘六、妻「恒」二人の息子

忠次郎（二代目喜兵衛）と友四郎（後の分家矢尾友四郎家）への財産分与である。勘六が成人したならば、一〇〇両の金子・四ヶ所の田地・割山と頼母子の権利を渡すように述べている。妻の「恒」へは寺参り銭として金五〇両を譲り、これを店に預けて年利八分の利息を毎年受け取られるようにしている。残りの金銭は忠次郎七分、友四郎三分に分け、他に友四郎へは田地四ヶ所、二ヶ所の割山と二口の頼母子の権利を成人後に渡すことと定めている。さらに友四郎に対しては、家屋敷を建て、相応の渡世ができるように商売を見立ててやることを兄の忠次郎へ命じている。兄弟をはじめ親類も含めて同族睦まじく暮らし、定まった仏日を大切に勤めることをもとめている。

四代目喜兵衛の筆記による「男女とも若き人の心得有べき事」・「此度店之若者子供等へ申論し異見之事」の二編は、いずれも奉公人への教諭である。前者では、若い時は付き合う友に影響され易いものであるから、人柄や正直さや実意があり、知識があつて常識を弁えた人に親しむように心掛けること、不寛容や欲心や慢心があれば心の隙が生じて悪魔に乗せられるので、信心を深め、謙虚に身を持つることが大切であると説いている。

後者は、遠国の出店で商いに従事する奉公人への申し諭しである。すなわち、遠国から来訪して他国商いに従事する商人は、地元の商人とは立場が異なるから、特に品行には気を付けなければならない。主人でさえ奉公人の手前があり、子孫の目も気になるので堅く身をまもるものである、いわんや奉公人の身であれば忠義に勤め、立身出世を目指すことが道に叶うことである。立身出世は、色情を堅く慎まなければ達成できない。さらに、商家は日常に金銭を扱う業であるから、身持ちは堅固で潔白でなければならない。上位の職にあるものほど立居振舞いは正しくして、下位の者の手本にならない。とくに若い時に、怖いということと恥かしいということとを弁えておかないと、大成できないものである。

この二編は、遠国渡世の近江店の奉公人に対して、ことさらに品行に気を配ることをもとめている。内容から見てこの教諭は、四代目の晩年に記されたと考えられるので、秩父開店後一〇〇年を経てなお、明確な他国者としての自己規定がなされているのであり、そこには出店を開いた地域への配慮があることはいうまでもない。

矢尾治兵衛忠直の「遺言」の作成された年次は明らかではないが、前書に「当夏より俄ニ精心相衰へ何となく無心元存候」とあ

るので、治兵衛が五九歳で引退した明治二年頃に認められたと考えてよいであろう。「遺言」の宛先は、治兵衛が八歳の時から手塩にかけて育てた五代目喜兵衛である。

第一条では、国恩と父母の恩を忘れず、奢りを慎み、貪欲を戒め、陰徳を積むことが専要であると述べている。第二条は、家業を油断のないように励み、功績のある奉公人を引き立て、主従は苦楽を共にし、苦をともしにするだけで楽を共にしないようでは家国を失うことになる、と警告している。第三条では、妻子への愛に溺れず、主従の間に仁義の道の通い合うことをこそ楽しみ第一とせよ、と諭している。第四条は、三代目と四代目の書き残した当主の心得書を毎日拝読すること、ちよつと見た目には何といふこともない事柄であつても、本当に家業に辛勞している者にとつては心に沁みる言葉である、と教えている。

第五条は、商家の主人と学問の関わりである。すなわち、中国の学問などは好きならば気のおもむくままに勉強してもよく、とくに好みでなければそのまま捨て置いても構わない。しかし、父親である四代目が好んだ心学の書物は毎日読誦することが大事である。相当の商家の当主が心学を知らなかつたならば家の長久は危うく、行動は仁義を離れて、強欲商人になつてしまふであろうと述べ、「心学見聞草」等の覚書を残すほど石門心学に心酔していた四代目の薫陶を受け継ぎ、商家の主としての修養を積むことをもとめている。ここには、今まで必ずしも明瞭でなかつた近江商人と石門心学の明瞭な関係をみてとれることが注目される。

第六条は、難洪人や病人などの恵まれない者への施与は、何も不自由なく暮らしている者の当然の務めであるとして、決して無慈悲に扱わないように諭している。第七条は、秩父店開業に際して、酒造株を年一五両の借料で貸してくれた同地大宮郷の書割名主である松本惣左衛門家への恩義を忘れず、松本家にたとえ任に耐えない当主が出てても同家を大切に取扱いすることを頼んでいる。第八条以下は、もっぱら治兵衛家の家内向きの処理を述べた条項が並んでいるだけで、解題を略す。

治兵衛によるこの「遺言」のように、前半部分で経験に基づく商法一般に通じるような内容を記した後、後半で家事向きのごまごました指示を書き並べた遺言書の様式は、「三方よし」の原典となつた、神崎郡石馬寺村の中村治兵衛宗岸による「書置」の様式ときわめて類似している。^⑥

註

- (1) 末永國紀「近江商人矢尾喜兵衛家の年中行事と作善―武州秩父店の場合―」(同志社大学『経済学論叢』第四七卷第四号、一九九六年)。
- (2) 「矢尾家累歴」(矢尾新助家所蔵) 一九一頁。
- (3) 同書、一九三頁。
- (4) 同書、一九四頁。
- (5) 同書、一九五頁。
- (6) 末永國紀「近江商人中村治兵衛宗岸の「書置」と「家訓」について―「三方よし」の原典考証―」(同志社商学』第五〇卷第五・六号、一九九九年)。

本稿は、平成一五年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費(研究科分)による研究成果の一部である。

凡例

- ・ 原文には適宜読点「、」を付した。
- ・ 原則として常用漢字を用い、人名など固有名詞については原文の文字をそのまま使用した。
- ・ かなは現行のひらがな・カタカナに改めたが、者(は)・茂(も)・而(て)などの助詞、メ(しめ)・右(より)についてはもとの字体のままとした。
- ・ 誤字・宛字などについては、適宜()で傍注した。
- ・ 意味が通じにくいのが原本のままとした時は(ママ)を加えた。

・符丁は未解明であるが、そのまま記載した。

「表紙 己安永八年

身上讓書覚 下書

亥正月吉日

身代惣有物譲り書之事

武州秩父郡大宮町余舛屋利兵衛名代出店惣有物并ニ諸道具之類共々

半分ハ 日野栗屋町
新右衛門殿

半分ハ 中在寺
喜兵衛分

則出店取立初之節、互ニ取引書仕所持有之候

右之出店惣有物又ハ生国居宅金錢共分ケ、譲り置申所奥筆ニ印置キ申者也

右之金子之内

一金百兩 弟
勘六

一古川田地 壹反

此高壹石五斗一升七合

一下ノ小田 壺ヶ所

此高壺斗六升七合

一 小和代平六田 壺ヶ所

此高壺石式斗七升四合

一 栗林藤右衛門田 壺ヶ所

此高六斗九升壺合

ノ四ヶ所

十三ヶ年以前多年初

一 平林作右衛門頼母子 壺口

五ヶ年前未年初

一 村光山寺同 壺口

ノ式口

一 割山 神明講谷武八山

沢ノ上藤蔵山高塚西也

ノ式割

右之四品勘六ニ讓申、成人之砌無相違相可為渡事

一金五拾兩也 おつねニ

右御寺参銭ニ譲置也、則平林長兵衛殿ニ預ケ有、預リ書請取置、尤年ニ八分宛之割合利足毎年請取、おつね方江相渡シ、随分御寺参出情可被致候

安永五年丙申年長兵衛殿ニ預ケ置
右相違無之候

右引残り金銭分ケ口

七分通り 兄
忠次郎

三分通り 中
友四郎

一 小和代新八田 壹反

此高壹石七斗式升八合

町数式数

一 三治六作兵衛田 壹反

此高壹石七斗五升四合

四ヶ年前申年初

一 平林茂兵衛頼母子 一口

十ヶ年前寅年初

一 村作兵衛同 壹口

一 割山神明講谷又七山 壹割

一 大谷砂谷長兵衛山 壹割

一 二合前塚之本田 壹ヶ所

此高壹石五升七合

一 小井大前清九郎西田 壹ヶ所

此高五斗八升九合

右田地ノ三反

町数五ヶ所也

右ノ四品友四郎譲り、成人之御無相違相渡可申

口上

一 衣類等諸道具共外何ニ不寄皆々了簡ヲ請以相談兄弟三人配分仕請納可致也

一 友四郎成仁之砌ニ屋敷家宅相応ニ相作、又相応之商売見立相応之渡世種拵相可為渡事、兄方ニ

右之通此書印置申事ハ不及申ニ、何事ニ不限少たり共無違乱兄弟共外親るひ縁るひ迄テ相互ニむつま敷仕百性相続可仕者也

一 自今弥々相不替家々繁昌相続仕候ニ付テ茂、毎月三十日廿九日初九日依日大切ニ相守り、急度志シ相勤メ可被申事

一 日野表江順儀前々之格敷ニ此跡一代ハ相勤メ可被申事

右之通少茂無相違跡敷相達シ可被成候事、為其如斯

此一札者下書也、又此通今一札永代帳奥ニ口立仕、前後無之様ニ美細ニ書印致置キ申候、以上

安永八年

己亥正月吉日

真親

喜兵衛^印

身寄御衆中

子供^旨

一^(裏紙) 中在寺

矢尾喜兵衛^印

男女とも若き人の心得有べき事

一世尔彼の人人柄之人、正しき人、実意の人、物を知り能く弁へ有人など云ふ人ニハ常ニ近付寄てよし、又彼の者ハ不実意者、不正者、不筋者、横道者、強欲者と云ふ所へハ必近寄へからず、わか身わか心ハ自明尔して、彼者などの諂ひ口説なと尔ハ乗るものニあらず、彼の者ハ彼の者程尔見て居れば、余最哉欺かる、事ハあらし、蓮ハ泥中^ち出て潔きものなり、此方の胸中さへ正しければ、何の妨もなしと思ふハ、はや大驕慢尔して、災を招く端尔も及ふもの也、芝蘭の室尔入る時ハ久くして其香をきかず、鮑魚の肆尔入る時ハ久してその嗅をきかずとありて、朱尔交れハ赤く、炭尔交れハ黒く、人ハ善悪の友尔よる、何時となく其風尔移り易きハ人こゝろなり、只何事も大ニ誤を仕出すと云ふハ、第一不勘弁、第二慾心、第三慢心、凡此三ツ^ちして犯さる、事も有ものなれば、後ニて見れば其初ハ瑣細の事より起りて、取ツて返らぬ先非後悔を致す所尔及ふ事の有ものなれば、常尔敬ミありて神仏を信心いたし、わか身を御守り玉ふやうニ願ふへし、左ハなしくて油断あれば、其透間を伺ひ悪魔の覗き、殊

尔よれハ身の仕様もなき程の災難尔及ふ事も出来るものなれば、恐れ謹而今日の心得方至極大事二候なり

君子危尔近寄らすと云ふ尊き御教訓を守るべし

古歌二

よき人と結びてあしき事ハなし麻の中なる艾見る尔も一声も時鳥より聞たきハ誠の道を語る世の人

人ならば怨ミもすべし如何尔せん我を透すハわかこ、ろなり

敬ミを人のこ、ろの根と知れば言葉の花も誠尔ぞ咲

恐天舎忍之

此度店之若者子供等へ申論し異見之事

一遠国渡世の身分ハ地の商人衆と違ひ、身持又格別正しく有へき筈之事也、主人たる者の今日之辛抱勤と云ふも外の事二あらず、我か子孫と手代との怖さ尔何程の身代の主人ニ而も堅く身を守るなり、況哉奉公人ハ不及申今日の勤を忠義の二ツ守りて、行々冥慮尔叶ひ立身出世を願ふ事今日の道二候也、然ルニ今時の人ハ早くも色情の氣出ルハ全慎ミの薄き故なり、万事立身出世を心尔懸る人ハ第一色情を堅ク慎ミ有べき事也、賤き歌舞妓役者共ニ而も立身出世を願ふ者ハ廿才前位ニ而ハ至極身を戒め有由ニ候也、職人も能人ニ成る事ハ容易ニあらず、百姓ハ善職なれと仕易き業なれハ廿才前ニ而はや一人の勤も出来るもの也、故ニ年々上方筋ニ而ハ三両式分哉三両三分之給金常ニ金錢手ニあらず、職人の弟子ハ拾ケ年の勤明て一人の働きなり、故ニ聊身持不愼といへとも深き事出来かたし、商人の事ハ主人の身代と申ながら日用ニ金錢を持扱ふ業なれば、身持志ハ正しく潔白ニなくてハ叶ハぬ事也、取締のなき主人支配人の其外上ニ立居もの不愼ならハ是非なし、上ニ立居者身持正しく其家ニ奉公する者か若哉不埒不正を仕出したる者無之、其咎通れかたしと知るへし、只々冥顯一致の事、能々心得有へき事二候なり、心を入て人を仕ふ時ハ一人ニ而も余慶尔人の頭尔立者ほと心氣を痛め候事、此儀能々若者子供尔至る迄深く察し知るべし、取分ケ若年之比ハ怖いと恥しいとの二ツを知らざる者ハ、行々能き人物知りかたし、此義若者頭子供へ為申聞可被成候、常正しく御聞せ之程相頼申入候

「^(表紙)当夏より俄二精心相衰へ何となく無心元存候間、愚意之趣并二願之條々申上置候

遺言

矢尾氏三代目

休誠居士二子

矢尾治兵衛忠直

一 神仏を尊ミ御公儀を恐れ御国恩を始として先祖を父母之御恩を忘す、身分を弁へ奢りを慎、貪欲をいましめ陰徳を積む之心がけ
専要二候事

一 家業弥々繁昌致し候共、聊油断心無之増々精神を入れ、家人をあはれミ功臣を引立苦楽共ニ主従不同無之様常々心得可被成候、
苦ミをともし楽ミを共尔せずして、家國を失ひ候愚商人愚武将方往古より数多有之候儀者、追々御学び可被成候得共猶も申上
候

一 我身之不自由を愁ふへからず、功臣尔手当之薄きを愁ふへし、妻子之愛着を楽むへからず、臣下之我尔親睦して主従之間尔仁義
之風味之有る事を自得して、是を樂之第一とすへし

一 休誠様休心様数年來御丹誠之上主人たるもの心得方之御書もの取揃へ置候間、これを毎日拜見大切ニ相守り可被成候、毎日見居
候得者自然其意味相訊り申候、鳥渡見た斗ニ而者何でもなき事ニ候得共、数年家業尔心劳致し候上二者、誠尔有かたき御書物ニ
候

一 唐学問ハ結構成事ニ候間、好キ尔候ハ、何程ニ而も御習ひ可被成、若シ格別御好ニも無之候ハ、其假ニ而よろしく候間、休心様

御好之心学本ニハ随分精出して沢山ニ毎日読誦成され候事第一ニ候、相応之家之主人たるものは非共心学ハ知り不申候而者家業長久無覺束候、必ス匹夫之勇を振ひ仁義を離れ強欲商人抔ニ者ゆめく御成被成問鋪候

一親族を親ミ近隣を恵ミ其外難洪人同病人等へ真実心を以成たけ恵ミ可申儀、たとへ門ト立之非人たり共難洪体之者へハ随分相応

ニ恵ミ可申事ハ、不自由なく暮し居候者あたりまへの勤めにて候間、無慈悲ニ取扱候事ハ大なる陰悪ニ候

一店大家松本御氏之儀者弥々以真実大切ニ相心得可被成候、御代之内ニモ宗左衛門様と申遣し候御方別而大切也、御幕大切ニ拝礼可被成候、猶後代永々之内ニ者如何様之御方も可有之哉難斗、譬何様不実之御方有之候共、干様之御主人ニ候ハ、店相続之中者御先代之御恩を思ひ決而軽蔑ケ間鋪事無之様店中へ申合、大切ニ御取扱可致候

一御本家方帳面表治兵衛、借財莫太心配ニ候得共、同人一生持損じ候身台⑤と逆茂返済無覺束候間、乍不調法年来御奉公真似方致し居候其料として、出店上納金口之内ニ而も御引落シ帳消ニ被成下度願上候

一拙者方相談之儀者清兵衛殿おしつとのにて御立可被下候、家株之儀者先規余御店預ケスノ内イノ内迄置、残りエノ内ニ改、年々利足頂戴、其外前原店仕入金エノ内ニ相成候節、店分ケ致し、其分ケ金高改メ同店へ預ケ金ニ致し、年々利足取敷、又者元金正請取敷、其節之実談次第、扱又清兵衛殿廿五才⑥三拾五才迄年々イト両宛役料廿六才⑦四十五才迄タト両宛同断、但し是者御店不相替繁昌之上之事也、四拾五才⑧後ハ又々御相談之上、同人子供多分出来候様之節者随分相応之手当無之候而者、当地ニ而年々少々宛も家徳を殖候事出来申間鋪候、おしつ事も女子ながら御店ニ功立有之候、休心様之老人娘ニ候間、此儀御心得可被下候、清兵衛殿事是非共長ク御店勤被致候様可然存候、万一其時之模様ニ依而外へ酒造出店等被致候ハ、株金ハ其低ニ而御店⑨出店并合ニ仕入金御貸可被下候、併過分之大金抔相企候ハ、相成丈差押へ、無扱候ハ、株金ニ手を付ケ可被成候儀も可然候得共、左様之節御店中ニ而能々御相談当地親類へも御相談可然候

一新七事近年之中世帯持せ可申候、左候ハ、当地賄方弥々相増、本家⑩助成及び不申候間、同人身状相定り候ハ、年々ト両ツ、給金として国本へ手伝ひ、三十才余ニも相成酒造出店之相手も有之候ハ、歩乗出勤可然敷、又者国本ニ而小商買敷、右両様可然存候、御店ニ四十近ク迄置候事不為と存候、慥ニ見抄候事有之候間申置候、同人事三十四五才迄本店ニ出精辛抱被致候ハ、

(タノ両) 但し御店無難之上之事也 家株金助成可然哉二存候、是ハ休善様へ之御奉納二候、外ニ何も同縁者無之候、同家事都合ルノ両株金

二相成申候、清兵衛方之手当トハ格別相違ニ候得者、人之論判も如何ニ候得共、清兵衛儀者治兵衛名跡之上、おしつ之訳も相兼候事故格別ニ候、猶行々ハ捨藏殿之御了簡も可有之候、尚又右申置候前原店此後不行立ニ而歩乗上納も出来不申候ハ、御本店万寛帳矢喜殿分家用意金之内ニ而清兵衛へ分ケ金御見斗可被下候、何事も拙者私意之取斗之積リニ而者無之、休心居士之御存念を押し斗りて之事ニ候、愚拙儀者妾腹之女子彦人是とても父兄へ対し可被申儀ニ而者無之候程之小事ニ候得共、乍恐人情之有様ニ候間聊後段ニ申置候

一 檢木店儀本店入金無利足御恩金分、明年も追々当用口江付廻し利足付ニ可被成候、尚又弥々可也之勘定出来候ハ、多少共両家へ上納可然候、其上ニ而仕入金ワノ両ニ相成候ハ、店分ケ致し其金高改、預ケ金ニ致一札受取置年々利足取敷、又者正受取敷、但し右店分ケ之節ツノ両武助乍未熟生涯心配之料として同人方へ御渡し可被下候、但し是ハ月普請物并ニ諸道具帳を兼候事ニ候一 小ヶ谷店儀本店無利足物は又当年も五ヶ年ニ当用口へ操廻し可被成、右相濟候ハ、先規通半乗合相定被遣候様可然存候、但し此店店分ケ之儀ハ拙者了簡尔取斗兼申候間、後年主人之御思召次第、但し何日迄も乗合と申儀ハ甚々道理ニ違候様ニ愚案候間、御本店さへ不相替候ハ、随分御仁心可然存候

一 大坂屋店半分本家持之分西岡清助へ相譲り、同人事永ク本店後見可然候、但し本店後見拾年ニタト両、扱西岡氏之儀者申迄も無之候得共、三代之勤勞ニ而当代ハ是非共出店持ニ致し、奉公抄ケ可被致苦ニ候得共、時之廻り合せ無扱候間、御店帳本儘成後見出来候迄ハ、見抜ケ出来不申間鋪候、此人儀者若輩ハ休心様御心ニ叶ひ、誠義篤実故見体ハ氣量大ニ相勝れ候

一 前原店追々繁昌ニ及候ハ、重畳ニ候得共、万一不引立ニ而弥々衰微ニも及ビ国本難渋ニ相成候ハ、本店預ケ金タノ両之外ニイノ兩相増都合ワノ兩ニ致し遣し可被成候、和平殿存生之中者万事不自由無之様御心付ケ可被成候、此仁儀者休誠様御老体ニ而店勤御止被成候節、御相続人休心様十六才ニ子治兵衛十四才也、右之通幼少中休誠様御丹誠之店法無難ニ相続、弥増繁昌ニ及候儀者代々之御陰徳ハ勿論、右和平之勤功ニよるところ候間、此儀を相弁へ居可被成候

一 久店善助支配中弥々繁水ニ及ひ候ハ、前原店之振合を以見斗ひ店分ケ可然候、此人儀勤功ニ誇り近年我假之振舞、且又身分

之出世をあせり候事病ひ之様ニ相成、種々心替りニ而頓と落付兼候間何事茂取押へ置候得共、此後能々落付久々店精々丹誠候共、行立不申候ハ、此店本店持ニいたし、当人儀ハ又々外商売たりとも本店之不為ニ不成様之儀見立遣し申度候、若又弥々不運ニ而何事も行立不申、当人病身ニも相成国方ニ而も外ニ暮し方之手当も無之候ハ、本店預り金タノ口へ又イノ両相添都合ワノ両ニ致し遣し可被成候、此人儀も若輩を身持正敷見せニ番役之頃を帳本支配中迄勤功大ニ候間、右之通り愚案ニ候

一堀村音兵衛事帳本支配手伝并ニ質方弥々出精有之候ハ、当人五拾才迄ニタノ両家株金遣し、此利足トワ両年々給金之外ニ遣し度候、其外も弥々老年迄相勤候ハ、又々何程歟御勘考可被成候

一御店不相替候ハ、宗助松兵衛始若者共追々年功ニ随ひ先輩之見競を以御取斗可被成候